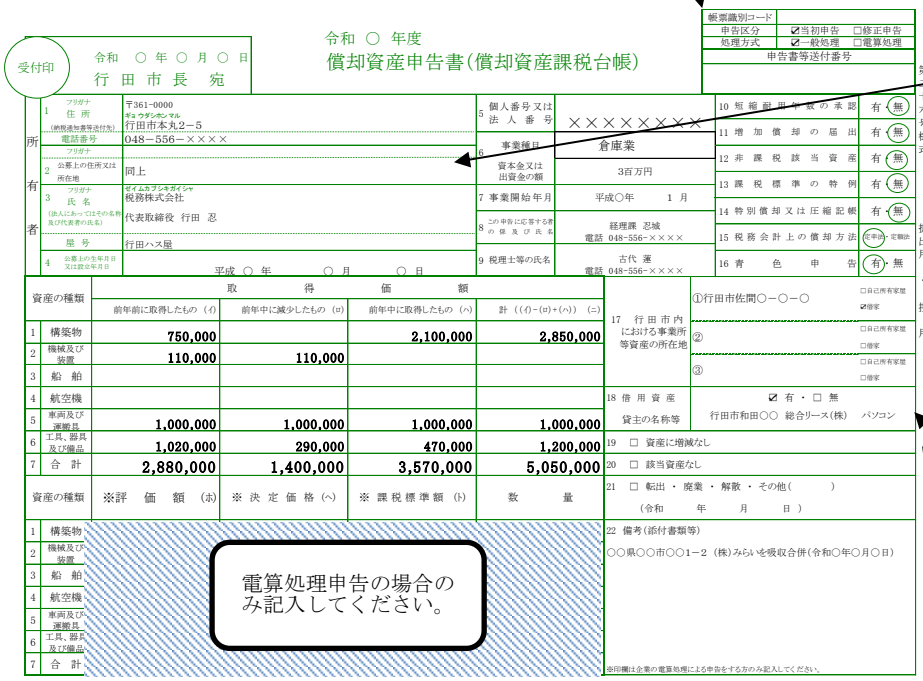
償却資産申告書記入方法（過去に行田市へ申告された方向け）

○償却資産申告書（償却資産課税台帳）

申告区分・処理方式の該当項目にチェックを入れてください。電算処理以外は一般処理となります。

1. 住所（送付先）
2. 公簿上の住所等　個人は住民登録地、法人は登記上の本社を記入してください。納税通知書や償却資産申告案内などの送付先を住所以外に設定する場合、1 に送付先、2 に登録地等を記入してください。
3.氏名　資産所有者の氏名を記入してください（法人の場合は法人名称と代表者氏名）。
4.生年月日等　個人は生年月日、法人は設立年月日を記入してください。
※印字済みの場合、内容に誤りがあれば訂正してください。



行田市の支店所在地（資産所在地）を記入してください。社名と名称が異なる場合は名称も記入してください。

リース資産がある場合は、リース会社名を記入してください。

今回の申告で資産の増減がない場合は 19 に、対象資産がない場合は 20 に記入してください。転出などの場合は 21 の事由に○を付け、その他は内容を記入し、事由発生日を記載してください。

○種類別明細書

対象年度の前年中（前年1月2日～対象年1月1日）に取得した資産を記入してください。（取得がない場合は記入不要）

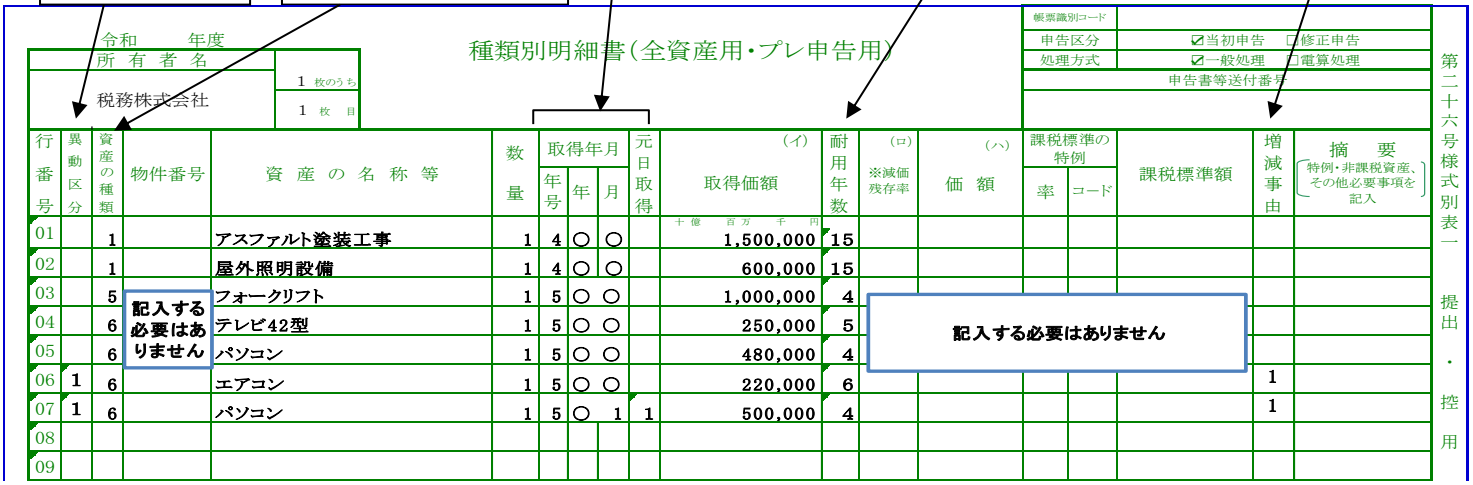
異動のある資産の行には、必ず「異動区分」を記入してください。
1＝増加
2＝減少
3＝訂正

資産の種類
1＝構築物
2＝機械及び装置
3＝船舶
4＝航空機
5＝車両及び運搬具
6＝工具・器具及び備品

年号…令和＝5、平成＝4、昭和＝3
1月1日取得の場合は、元日取得欄に「1」を記入してください。

増減のあった資産について、該当する番号を記入してください。
1＝新品取得、2＝中古品取得、3＝売却、4＝滅失、5＝移動、6＝その他

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から第6まで（第3及び第4を除きます。）に掲げる耐用年数を記入してください。



※リースを受けている資産は該当しません。（リース会社が申告します。償却資産申告書の「18 借用資産」の欄に、リース会社名を記入ください。）

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車は該当しません。

※電算処理方式により申告をされる方は、全資産の申告が必要です。全資産について課税標準額等も記入してください

○減少資産等の記入方法について

過去に申告いただいた内容に基づき、既存資産を印字した種類別明細書をお送りしています。資産の減少、記載内容の変更等については、この用紙に赤字で記入してください。

なお、申告漏れにより過去に既に減少していた資産があった場合は、減少した年を記入してください。

※必要に応じて、後日修正申告をお願いする場合があります。

令和　○　年度

種類別明細書（全資産用）

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告　□修正申告
処理方式	☑一般処理　□電算処理
申告書等送付番号	

所有者名：税務株式会社　（1枚のうち1枚目）

第二十六号様式別表一　提出・控用

行番号	異動区分	資産の種類	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	元日取得	(イ) 取得価額	耐用年数	(ロ) ※減価残存率	(ハ) 価額	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額	増減事由	摘要（特例・非課税資産、その他必要事項を記入）
01		1		アスファルト塗装工事	1	4	×	×		×××（十億 百万 千 円）	15	0.×××	×××			×××		
02		1		屋外照明設備	1	4	×	×		×××	15	0.×××	×××			×××		
03		5		フォークリフト	1	5	×	×		×××	4	0.×××	×××			×××		
04	2	6		テレビ42型	1	5	×	×		×××	5	0.×××	×××			×××	4	廃棄
05	2	6		パソコン	2→3	5	×	×		×××	4	0.×××	×××			×××	4	申告漏れ R×.×月 1台廃棄
06	3	6		エアコン	1	5	×	×		200,000 ×××	6	0.×××	×××			×××		価額修正
07																		
08																		

異動のある資産の行には、必ず「異動区分」を記入してください。
1＝増加　2＝減少　3＝訂正
印字済み資産に誤りがある場合、異動区分欄に「3」を記入し、資産が一部または全部減少する場合は「2」を記入してください。

増減のあった資産について、該当する番号を記入してください。
1＝新品取得、2＝中古取得、3＝売却、
4＝滅失、5＝移動、6＝その他

異動区分欄に「3」を記入した資産について、訂正内容は該当資産の行の余白に記入してください。余白に記入できない場合は、新しい行に訂正後の内容を記載してください。

業種別の該当資産（主なもの）

各種業種共通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、コピー機、パソコン、エアコン、駐車場設備、舗装路面、塀、看板、パーテーション、外灯　その他
小売店	陳列ケース、陳列棚、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、ネオンサイン　その他
食肉・鮮魚販売店	陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、冷凍庫、肉切機、挽肉機　その他
飲食店	レジスター、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、カウンター、室内装飾品、テレビ、放送設備、カラオケ、ネオンサイン、自動販売機、内装（テナント）、テーブル、椅子　その他
理容業・美容業	レジスター、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸機、ドライヤー、テレビ、サインポール　その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、看板、ビニール包装設備　その他
ガソリンスタンド	レジスター、計量機、リフト、充電機、洗車機、テスター、照明設備、消火設備、地下タンク、看板、自動販売機、洗車機コンプレッサー、独立キャノピー　その他
不動産賃貸業（アパート、駐車場等）	受変電・自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、門塀、広告設備、通信放送機器舗装路面、看板、駐車場装置、共同住宅の付帯設備（植栽・駐車場・外構など）　その他
遊興業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機　その他
建設業	重機、コンクリートカッター、ポンプ、ポータブル発電機、大型特殊自動車　その他
工場	受変電設備、旋盤、プレス機、貯水設備、福利厚生設備　その他
医院（診療所）	ベッド、手術台、歯科治療用椅子、医療用機器、エアコン、給食用厨房用品　その他